

## 大東市学校統廃合検討委員会設置要綱

平成17年11月1日

教委要綱第11号

(設置)

第1条 本市の小学校および中学校の統廃合等を検討するため、大東市学校統廃合検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、大東市教育委員会(以下「教育委員会」という。)からの諮問に応じ、小学校および中学校の適正配置および適正規模に関する基本的な考え方ならびに適正化に向けた統廃合の具体的な方策について、調査し、審議し、または提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 区長会代表
- (4) P T A 代表
- (5) 学校長
- (6) 市民

3 前項第6号の委員は、公募するものとする。

4 委員の任期は、当該統廃合等について調査、審議および提言が終了するまでとする。ただし、第2項各号の委員が当該各号に掲げる職を失った場合は、その職を失う。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長および副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出または委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 会長は必要があると認めるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局管理部教育総務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。